

平成 26 年 4 月 1 日
株式会社 泰進建設

一般事業主行動計画策定

次世代育成支援対策推進法第 12 条の規定に基づき、下記のとおり一般事業主行動計画を策定いたします。

社員が仕事と子育てを両立できる雇用環境の整備と研修をおこなう。

1、計画期間 平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 5 年間

2、内 容

目標 1

育児休業制度の周知を実施し、育児休業の活用促進をおこなう。

目標 2

小学生未満の子を養育する社員に対する子の看護のための休暇制度の周知を実施し、制度活用による休暇を促進する。

目標 3

子供の出生時における父親の慶弔休暇の完全取得

(対策)

年 2 回各本部の会議で育児休業制度の周知を実施

年 2 回各本部の管理職を対象とした意識改革の研修を実施し、休暇を取得しやすい環境整備を構築

以 上

平成 30 年 12 月 7 日
株式会社 泰進建設

一般事業主行動計画(女性活躍推進法に基づく)

女性技術員の増員も含め、社員が安心して働ける労働環境の整備を推進します。

1、計画期間 平成 31 年 1 月 1 日から平成 35 年 12 月 31 日

2. 当社の課題 女性技術員が少ない。

3. 目標と取組内容・実施時期

[目 標] 技術職の女性を現員の 2 名から 3 名以上に増加させる。

[取組内容]

- ・平成 31 年 1 月～ 女性技術員の応募者を増員するため求人情報の見直しをおこなう。
- ・平成 31 年 3 月～ 女性技術員を配属する場合の問題点とその解決策について検討する。
- ・平成 31 年 4 月～ 学生向け説明会の実施に向け内容を検討する。

以 上